

県庁舎跡地活用懇話会（第3回）

平成22年1月25日（月）

出島交流会館2階研修室大講義室

○事務局

それでは時間になったようでございますので、早速ですが、議事に入らせていただきたいと存じます。

ここからは片岡会長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○会長

皆さん、こんにちは。お忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

この懇話会も3回目で、今日が最終ということで、今日のメインテーマは、提言について皆さんからご意見をいただくという形になっております。

時間がないので、早速、議事に入らせていただきたいと思っております。

まず、今、事務局から説明がありましたように、この提言についてに入る前に、前回、第3回の作業部会の検討結果も議題(1)に出ておりますので、両方兼ねて一緒にご説明をいただいて、その後、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○加藤知事公室参事監

県庁の知事公室参事監の加藤でございます。座って説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、お手元にお配りしておりますA3横長の文字がたくさん書いてある紙でございますけれども、「県庁舎跡地活用の検討経緯」という紙をご覧いただきたいと思っております。こちらがこれまでの全体的な経緯とそのポイントを整理したものでございまして、この中に前回の懇話会でのご意見の要点を書いておりますので、この中であわせてご説明をさせていただきます。

左の方から順番にございますが、昨年8月からの経緯ということで、おさらいを兼ねてポイントのみ説明させていただきます。

8月10日に第1回目のこの全体の懇話会を開催させていただきました。

それぞれの委員からご意見をいただきましたが、大きく分けると、「歴史性を大切にする」、「観光の拠点とする」、「交流の場とする」、「都市機能の充実」、こういった

ようなご意見を多数いただきました。

それから、並行して7月から8月にかけて県民からのアイデア募集ということで募集をさせていただきました。

その結果も大きく分けますと、「歴史性」、「観光拠点」、「交流」、「都市機能の充実等」ということで様々なご意見をいただきましたが、9月27日、10月25日、一番下の青い箱ですが、作業部会で、「様々なご意見があるけれども、この場所の歴史性、あるいは地形などを改めて整理をして、そこから何を目指すかということ整理する必要があるのではないか」というご意見があり、そういう方針で作業を進めることとさせていただきました。

その結果、まとめましたのが、真ん中の上の方にあります濃い青色でございますけれども、整理した事項ということで、この資料では資料3以降、「県庁舎跡地活用の検討対象」、それから「長崎発祥の地で公共的に利用されてきた場所」であること、「江戸期のなごりを留める石垣の状況」など、それぞれこの場所の歴史性、あるいは都市の中での位置づけなどについて整理をいたしました。これを踏まえまして2回の作業部会で、下のピンクにあります5つの視点を主な論点として整理をいたしました。「県民誰もが利用できる場所」、「集い、交流の場所」、「歴史性への配慮」、「都市核としての象徴的な場所」、「周辺との調和」ということで、第2回目の懇話会で、この5つの項目を中心にどのような方向で考えていくかというご議論をいただきました。

黄色い箱で2回目の懇話会、これは出席人数の関係で3回に分けて開催をさせていただきましたが、そこで出ました主な意見ということで、「この跡地を最後の観光資源として活用しないと長崎は滅びると訴えるべきである」というような点、「この場所に県庁が建っていることは、大事なものに蓋をしている」ような状況、「この場所を長崎や日本の礎として内外に発信していく責務を果たせるタイミングに来たんだ」というような認識、「そういうことを含めまして切迫感を感じるべきである」、「長崎全体に波及させるべきである」、「活性化することを強くアピールすべきである」というような点などがございました。また、警察の敷地につきましては、「行政棟が建っている場所とは少し性格が違うのではないか」、「もう少し柔軟な活用があるのではないか」といったご意見でございました。

それから、宿題的な事項といたしまして、「『象徴的な場所』に係る世界の事例を整理してほしい」という宿題、それから、「西役所の史跡としての指定の可能性について検討してほしい」という宿題をいただきました。その他具体的な活用のご意見等をいただいております。

ちょっと前後いたしますけれども、この宿題についてのご説明を先にさせていただきたいと思っております。

まず、「『象徴的な場所』の世界における事例」という点でございますが、これにつき

ましてはちょっと前後いたしますが、とじてございます提言(案)の中で真ん中あたり、131ページに「『象徴的な場所』の世界における事例」ということでリストを掲げてございまして、その次のページからそれぞれ掲げてございます。

第2回目の懇話会でも具体的な事例としてご指摘がございました横浜の開港資料館と開港広場から始まりまして、世界の広場ですとか、象徴的な建物などについての資料をつけてございます。

これは、今後の具体的な検討などの際にも参考にしようということで、資料として準備をさせていただきました。

それから、もう1点、宿題としていただきましたのが西役所の史跡指定の関係でございます。

これにつきましても、提言(案)の中にもございますけれども、拡大して「現庁舎敷の史跡指定について」というカラーA3横長の1枚をお配りしているかと思えます。

左側が「史跡指定の制度体系」ということで、文化財保護法や条例に基づきまして、国、県、市それぞれ史跡というような観点での指定の仕組みがございまして、

「史跡指定の可能性」につきましましては、右側の上にもございますけれども、基本的には「守るべき遺構が相当程度残っている」というのが原則だということでございます。

ただ、現在の敷地内には、江戸期の奉行所の建物本体の遺構は、既に本館が建っている場所の下であろうということでございまして、余り本格的には残っていないのではないかとことです。ただ、他県の事例などでいきますと、本体の遺構が必ずしも明確に残ってなくても、エリア全体としての史跡指定の事例はあるようでございますので、その指定の可能性につきましましては、専門家による綿密な調査を経て価値判断をする必要があるということでございます。

それから、面的ではなく、石垣につきましましては、江戸期のものであろうということが、専門家に見ていただいた結果としてわかっておりますので、石垣だけの指定という議論がございまして、これにつきましましては、石垣そのものが画期的な技術などを活用しているということではなさそうだとということで、指定をすれば面的な西役所跡地の一部分ということで、面的に指定をしないと意味がないであろうということでございました。

指定をされた場合にどういう形になるかというのが右下でございまして、建物の建て替え、現状変更につきましましては、文化庁、あるいは県の教育委員会の許可が必要になります。

この許可の考え方につきましましては、復元をするか、復元をしなくても、その周辺で史跡を活用する、案内をするような機能、そういったものを設けるということでございまして、基本的に復元以外の建物を史跡の区域内に建てることはできないということが原則ということでございます。

したがいまして、史跡の可能性はゼロではないということでございますけれども、跡地をどう活用するかというところとのバランスで史跡指定を検討していくのか、あるいは必

ずしも指定はせずに石垣などは独自の方針として保存を図るという形でいくのか、そのあたりはどんな活用をするかというバランスを踏まえて、最終的に決める必要があるのではないかと考えられます。

次に、最初の検討経緯の紙に戻っていただきまして、今申しあげました2つの宿題がございました。

2回目の懇話会で、それぞれ個別具体の活用についてもご意見をいただきました。また、その後、各委員に具体的な活用例についての具体的なアイデアがあればぜひお出しいただきたいということで、皆様からそれぞれアイデアをいただきました。これをもとに右側の「提言案(ポイント)」というところの一番上でございますけれども、第3回の作業部会、日付が抜けておりますが12月25日に開催をいたしました。ここで各委員からの意見、アイデアをもとに提言案について議論をいただきまして、その結果を取りまとめたものが本日の提言(案)ということでございます。

下にポイントを書いてございますが、この部分は大事なところでございますので、本文の方をご覧いただきながら説明をしたいと思っております。

分厚い資料でございますけれども、提言(案)ということでございます。全体的な構成を含めてご説明させていただきます。

まず、表紙を開いていただきますと「はじめに」ということで、一応最終的に取りまとめた際に会長名で「はじめに」の文章をつけてございます。

一番上は8月10日に設置をされ、設置要綱に基づきます基本理念、基本的な方向、その他について検討するという位置づけ、懇話会の全体の32名の構成、15名の作業部会というものがあるといふこと。

そして、「検討にあたって、まず」ということで、先ほどご説明いたしましたように、この場所をどう認識するのか、あるいは今後の活性化の必要性を確認するというところから議論を始めたということでございまして、県民のアイデア募集等も参考にしつつ、作業部会を含めて本日まででいきますと6回ということになりますが、この会議を開催し、検討してきたということでございまして、その結果、活発な議論をいただき、委員の皆さんのご協力で取りまとめられましたということで書いてございます。

設置要綱に基づき、「知事に対して意見を述べるとともに、長崎市長に意見を送付する」ということで、提言を十分に踏まえて長崎市、さらに県のために最もよい活用となることを願っていますということで、「はじめに」にも書いてございます。

次に目次がございまして、その次のピンク色の紙の部分が提言の本体部分でございます。1ページとなっているところでございます。「1. 提言」の前文の部分は先ほどの「はじめに」と少しダブるところがございますけれども、8月10日に設置をして、意見を集約してきたという点、アイデア募集等も参考に検討を加えてきたということで、「その結果」ということで、「下記に示す『基本理念』を踏まえ、『基本的な方向』に沿ったものとす

るべきであり、また、今後は、『期待される活用方法』を参考にして具体的な活用策の検討を早急に進めるべきであるとの結論を得たので、ここにこれを提言するものである」としております。

次に、「(1)基本理念」でございますが、ここも大変大事なところでございますので読み上げさせていただきます。

「(1)基本理念 長崎の町は、440年前の開港にともなって形成され、『長か岬』の先端には教会が建てられた。天然の地形に恵まれたこの港町は、その後、教会の跡地に置かれた長崎奉行所とその前面に設けられた出島を核として、鎖国時代における西洋との交流を担うわが国唯一の港湾都市として発展してきた。幕末期には、長崎奉行所西役所に海軍伝習所や医学伝習所が置かれ、日本中から集まる人々を通して、我が国に初めて入ってきた近代文化が、ここから国内の隅々まで伝播した。その後も長崎は、近代産業都市として、また、アジアと世界への玄関口として発展し、原爆による惨禍からの復興を遂げ、西九州の中核都市として発展を続けている。

その中で、この場所も奉行所から県庁舎へと利用形態が変わり、庁舎自体は建替え、増改築がなされてきたが、この場所そのものは県庁舎という事務所機能を中心とした行政機関により占有されてきたといえる。しかしこのことにより、この場所が本来持つ価値や大いなる可能性が閉ざされてきたという側面があることは否定できない。すなわち、今日では産業構造が大きく変化し、歴史・文化や観光が重要視され、都市の魅力や内外への情報発信機能を高めていくことが強く求められるようになってきたが、長崎発祥の礎でありかつ中心市街地の核ともいべき唯一無二のこの場所を、県庁舎という事務所機能に限定利用することは、そうした可能性を自ら閉ざしていると考えられるのである。先の県議会において、県庁舎の移転・新築が決議されたことは、この潜在的な可能性を開花させる上で、大きなチャンスが到来しているものと理解できる。それゆえ今こそ、都市核として象徴的なこの場所をいわば過去のしがらみから解放し、この場所に新たな魅力や価値を与えることで再生を図るべき時が到来していると認識されるのである。

急速な人口減少が危惧されている長崎は、国際都市として育んできた多様な側面を持つ独自の歴史・文化の活用や、最後の被爆地という特徴を通して、観光・交流をさらに強化していかなければ、明るい未来を描くことは難しいであろう。そしてその時に、この場所を最後に最大の資源として活用しなければ、長崎の将来は展望できないのではないか。こうした切迫感を県民、市民が共有することが肝要であり、決して先送りは許されないものとする。つまりこの場所の新たな活用策を真剣に模索し、それを通して長崎県全体の活性化につなげていくこと、これの早急な実現をめざすことが長崎県の責務でもあると考えるのである」という文章でございます。

この基本的な認識、基本理念に基づきまして、(2)として「基本的な方向」ということで、4つの方向をまとめてございます。これは、前回の懇話会でお示しいたしました5つの論

点というのを先ほどご説明いたしました、そのうちの1つ目の「県民共有の財産として誰もが利用できる場所」というのが前文の部分で「これを前提とし」ということで、実質的にこの5つの要素を書いてございます。「次に示す4つの基本的な方向を全て満たすものとするべきである」。

まず、「①集い、交流を通じて新しい魅力や価値を創造する場」ということで、「都市構造上、長崎駅、大波止ターミナル、松が枝国際観光ふ頭をつなぐ海辺のゾーンと中心部の商店街等をつなぐ重要な位置にある。また主要な観光資源の1つである史跡「出島」と隣接している。このため、回遊性の観点から、居住者のみならず来訪者を含めて、人が行き来し、集い、交流することにより、長崎の新しい魅力や価値を創造する場所とする」。

「②歴史性への配慮 開港以来、キリスト教の教会や生糸貿易の会所、鎖国時代の海外交易を統括していた長崎奉行所(西役所)や幕末期の近代化を支えた海軍伝習所など、様々な歴史が積み重ねられてきた重要な場所であり、江戸期のなごりを留める石垣等もあることから、この歴史性を踏まえた活用を行う」。

また、「③都市核としての象徴性 都市構造において中心市街地の核であると同時に、長崎の町の発祥から発展に至る拠点として常に象徴的な役割を担ってきた場所であることから、これを踏まえた活用を行う」。

「④周辺との調和と波及効果 長崎市の出島復元計画などの関連計画に配慮しつつ、良好な景観の形成に努めるなど、周辺と調和した活用を行うとともに、その効果を周辺地域はもとより、広く県内に波及させていくような活用を行う」。

次のページに、この4つの基本的な方向でございしますが、なお書きとして、「警察本部庁舎敷地は、県庁舎跡地で新しい使い方をする際の関連施設とすることや、周辺のまちづくりの種地とするなど、より柔軟な活用をすることも考えられてよい」ということで、少し歴史性が違うということで、なお書きを書いてございます。

次に、「(3)期待される活用方法」でございします。

「『基本理念』及び『基本的な方向』を踏まえ、具体的な活用方法について各委員から『別添1』のとおり様々な意見が提出された」。

ちょっと前後しますが、次の5ページ目以降に、前回の懇話会以降、具体的なアイデアをお寄せくださいということで各委員からいただいたものを一通りすべて原本のまま掲載をしております。また、その中で参考となりそうな具体的な事例などが記載されている場合には、その概要も事務局の方で準備をしてつけてございます。

この「別添1」となっておりますそれぞれの意見というところも重要な内容として、この提言の一部といたしますか、補足するものとしてこういう形で提起をしております。

3ページにお戻りいただきまして、「『別添1』のとおり様々な意見が提出された」ということで、「これらのうち、代表的な例を示すと以下のような活用方法が期待される」。

期待される活用方法として3つ掲げてございます。

「①芸術・文化の新たな創造発信拠点 長崎独自の歴史・文化を題材とした芝居や舞踏、ミュージカル、コンサート、寄席などを催すことができる都市型シアターや音楽堂など、国内外に芸術・文化を発信する新たな拠点」。

「②魅力や価値の体験・学習の場」、現在候補でございますが、「世界遺産をはじめとする長崎県の歴史・文化・観光資源や食の魅力などについて体験・学習できるとともに、その魅力や価値を広く伝達できる場所」。

「③歴史・文化を実感できる空間 長崎の町の発祥から発展に至る拠点として象徴的な役割を担ってきた場所に相応しい記念広場や、史跡を活かした公園とするなど、歴史・文化を実感できる空間」。

この3つは、あくまで代表的な事例ということでございまして、それぞれの要素でございますが、次に書いておりますように、これらの複合的な利用ということも頭に置きながらという前提でございます。「今後、例えば、これらの活用例を含めた各機能を複合的に取り入れることなどにより、4つの『基本的な方向』を満たす新たな賑わいや憩い・交流の創出を目指し、早急に具体的な活用策を検討すべきである」。

この後、検討に当たっての留意事項として何点か掲げてございます。これまで委員会で出てきた意見をもとに書いてございます。

1つ目が、埋蔵文化財の本格調査を実施すること。石垣は残す方向で検討すること。大正期の第三別館については保存・活用も視野に入れた調査を実施すること。

2つ目が、7m以上の高低差があること。それから特別に広い土地ではないということ認識するというのと、江戸町公園につきまして、その機能を確保することを前提として公園との一体的な活用も検討する必要があること。

4ページ目にいきまして埋蔵文化財発掘調査、これは県庁が移転したとしても、その後しばらく時間がかかりますので、この発掘調査を公開しつつ、先行して実施可能な箇所の整備を進めるといった段階的な取り組みも考えられるというアイデアでございます。

それから、施設や建物のハード面だけではなく、内容が陳腐化しないような自立的・持続的な運営形態など、ソフト面での検討を並行して行う必要がある。

それと現庁舎敷地周辺の民有地を含めたエリアについて、建物の高さ制限や景観の保全等の措置を検討する必要があるということで、「※」で「上記のうち具体的な検討にあたって考慮すべき敷地の状況については『別添2』のとおり」ということで、ページが飛びますが、29ページに先ほどの留意事項を中心に、石垣であるとか段差があるというところ、出島復元計画との関係、第三別館の位置などを図示をしております。

以上が提言の本文でございますが、この資料全体の提言書、全体の構成につきまして引き続きご説明いたします。

5ページからは、先ほど申し上げましたように各委員からいただいた具体的な活用のアイデア、ご意見をそのまま掲載してございます。29ページが先ほどの敷地の条件などを

整理した「別添2」でございます。31ページから検討経緯ということで、31ページにはそれぞれの開催の日時、主要な項目を掲げまして、32ページ以降は、最初に結論的なことを書きまして、具体的なお発言の要点につきまして、その後に各会議でのご意見の要点記載をしております。これを作業部会も含めまして掲載をしております。49ページは、本日の懇話会のご意見の概要ということで、この後記載をするという想定でございます。

それから、資料といたしまして51ページからは設置要綱、委員名簿、そして54ページに設置趣旨として、第1回目にご説明をさせていただいた検討を始めるに至った経緯と、その参考となります県議会の意見書等について資料としてつけてございます。

57ページ以降が、懇話会に提出をさせていただいた資料でございます。57ページの左側に資料のリストもつけてございますが、先ほどの検討経緯にございましたものでございます。その中で58ページ、59ページ、60ページの部分は、実は拡大したものも別途お配りをしてございますけれども、先ほど読み上げさせていただきました基本理念、基本的な方向、具体的活用例等につきましては、これまで懇話会、作業部会でそれぞれいただいた意見を左側に記載いたしまして、それをもとに文章をつづったものを右側に書いてございます。太字になっているものが、主に左側の中で直接的に反映されているようなフレーズといいますか、中身ということで整理をしたものでございます。

作業部会での検討の経緯につきまして若干ご報告させていただきますと、左側のそれぞれのご意見をまとめまして、右側の文章を一番最初の段階では事務局のたたき台としてお示しをさせていただきましたけれども、作業部会と個別のご意見等が相当多くありまして、最終的には最初の事務局原案は跡形もなく変わったというような形で、作業部会で委員の皆様方に書いていただいたというような形で、先ほどの文案ができ上がっているという状況でございます。

なお、一番最後になりますが149ページ以降には、第1回目の懇話会で配付をさせていただきました資料でございますが、「『長か岬』の歴史変遷レポート」ということで、市川委員が代表を務めておられて、まとめていただいたこの場所の歴史などについてのレポートについても資料として添付をさせていただいております。

少し長くなりましたが、資料の説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○会長

どうもありがとうございました。

ただいま、資料の説明といいますか、今までの経過も含めてご説明いただきました。

これから少し審議に入りたいと思いますが、まず、今までの資料で何かご質問等ございましたらお受けしたいと思いますが、よろしゅうございますか。それでは、また逐一、あ

りましたらご質問を承りたいと思います。

それでは、今回のメインテーマであります提言のところ、1ページから4ページ、取りまとめた案でございます。これにつきましてご意見がございましたらお伺いしたいと思います。

今回は最終回でございますし、また、作業部会で先ほどありましたいろんな資料を検討しながら議論いたしました。途中で、第2回目の懇話会でご意見をちょうだいいたしまして、大きい方向づけといいますか、項目その他については皆さんのコンセンサスはある程度とれているのではないだろうかということでございます。

そして、あとは作文の方でございますね。表現のところでは何回か皆さんに見ていただきましたけれども、さらに今日、もう少しご意見を、あるいは修正する箇所等がございましたらご意見をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。どなたからでも結構でございますし、あるいはこれ以外の質問等ございましたらそれも含めて結構でございますので、よろしく願いいたします。

作業部会の方でいろいろ議論するに当たって、必要な書類とか、その他資料とか、検討材料を事務局の方でそろえてもらったり整理してもらったりして、これをもとに議論をまたしまして、何回か修正を加えて、最終的に1ページからのいわゆる提言という形ですね、案になっているわけでございます。

それでは、ちょっとご検討していただいている間に、今日ご欠席の委員からもご意見をいただいているということですから、事務局の方で資料を配付していただいて、簡単な説明をしていただければと思います。その後、また皆さんにご意見をお伺いしたいと思います。

○加藤知事公室参事監

今日、ご欠席の委員の方々に対しましては、事前に資料を送付させていただきまして、可能な限り電話、あるいはお会いしてご意見をお聞きしようということで作業をいたしました。その結果を紙にまとめたものがございますので、よろしければ、これを配らせていただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

○会長

お願いします。

○加藤知事公室参事監

では、資料をお配りしますので。

結果的にご欠席の方全員には、電話が通じなかったりということで全員には聞いておりませんが、聞けた範囲でいただいております。

一応、事前にお送りした資料で、今日ご欠席の場合、特に何かご意見があれば、ぜひ今日の午前中までにご連絡をいただきたいということでお願いしておりましたが、その結果も含めてでございます。

「ご欠席の委員のご意見について」ということで、ご欠席の方々全員にご意見をいただきたいということでお願いいたしました。その結果、メール、電話、あるいはお会いしてということでございます。名簿の順で記載してございますが、市川委員からはメールをいただきました。文章で書いていただいていますので、読み上げさせていただきます。

「長崎の歴史資産への敬意と大胆な想像力のバランスがとれた、理想に近い提言書だと思う。

昨年8月に懇話会が設置されて以来、作業部会も含め計5回に渡る検討が重ねられ、十分な議論が行われた成果であり、各委員の思いがしっかりと込められていると感じる。

この場所には、日本史、世界史に関わる様々な歴史が埋もれており、歴史的・文化的に重要な場所であることは言うまでもない。

そのような価値のある場所に県庁舎があるということは、提言書の基本理念にもあるように、観光資源の活用の上からも甚だもったいないことであり、県庁舎が移転した方が、この場所の持つ可能性を發揮することができ、長崎の発展に繋がるものと考えます。

県庁舎が移転すれば周辺地域が廃れるのではないかとの意見が一部にあるが、それは単純な情報不足が招いた誤解であろう。むしろ県庁舎が移転し、跡地を最大限に活用することによってこそ、これまで以上に街を活性化することができるという事実認識を正確に喧伝する努力が必要かと思われる。

そうした意味からも、この提言書が県庁舎移転に関する誤解を解く一つの手段となることを期待するとともに、この提言書を踏まえての、県・市が一丸となった『観光立県』促進のための速やかなる進展を望むものである」というメールをいただいております。

井上委員には、お会いしてご説明をしてお話を伺いました。口頭で、細かい「てにをは」は事務局で書いたものでございますが、県庁舎跡地の歴史性を踏まえつつ、にぎわいを創出する等の方向性に沿っており、了としたいということでした。

川添委員にもご意見をお伺いし、内容的に了解したということでした。

清水委員にもお会いしてご説明をさせていただきました。了解したということと、長崎は歴史や世界に開かれた窓という点を大事にすべきであるというコメントをいただいております。

日端委員からは、メールでお返事がございました。「内容がすっきりしていて、大変わかりやすくなったと思う」ということでございます。

あとの委員の方々からは、直接はいただいておりますが、何かあればぜひ今日の会議までにとということでいただいたのが以上でございます。

以上でございます。

○会長

どうもありがとうございました。

市川委員は、作業部会でも積極的にご意見、アイデア提案までいろいろいただいております。

作業部会では委員もいろいろ中心的にご発言をいただいたんですけど、何かコメントがございましたらお願いしたいと思います。

○委員

8月からという大変短い時間でございましたけれども、作業部会を含めて、皆様の思いが最初の頃はもっと広がっていったらいいんじゃないかという気がいたしておりましたけれども、やはり委員の方々のある種の危機感と申しますか、長崎のまちへの思いがこういう形でうまく整理できたんじゃないかなという気がいたしております。そこに加わらせていただいたこと、大変幸せだったなと思います。

それから、改めて、この場所というものの持っている価値なり、今後考えていくべき重要な点について再認識させられたという気持ちがいっぱいでございます。その意味で、ぜひこの提言を県・市におかれまして、あるいは関係の方々におかれまして、よく酌み取っていただければなという希望を持っております。

以上でございます。

○会長

ありがとうございます。

ほかに、感想でも結構でございますので、ぜひご発言いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

提言の2ページ、「(2)基本的な方向」ということで4つ、項目をまとめさせていただきました。これも、今、委員の方から言われましたように、いろんな方向から意見がございましたけれども、ほぼこの4つにまとめて表現しようということで、最初は文章がたくさんあったんですけども、むしろ簡潔にということで、わかりやすくこういうふうなまとめさせていただいております。文章は短いんですけど、この思いは大変、これは市民のアンケートのご意見を含めて、この跡地については非常に思いのある場所でございます。

それから3ページの「(3)期待される活用方法」も、各委員からいろいろ具体案まで出てくるほどたくさんありました。ここではまだ整備とか基本計画ではございませんので、方向づけということで、それをうまくまとめるような形で3つにまとめて表現させていただいております。したがって、これを一つ一つやるということではなくて、複合的にどうい

うふうに表現して、この空間で象徴的に整備していくかという、そういう礎といいますか、基本になればということで3つにまとめさせていただいております。

ざっくばらんにご意見を、あるいは「てにをは」で訂正するような箇所があれば、小さいところでも結構でございます。

委員、いかがでしょうか。感想でも結構でございます。

○委員

8月の第1回目に出させていただきましてから、今回、この取りまとめのときだけ出てきたのでありますが、あの時には、例えばこの移転そのものに反対だという意見もありましたし、それからまた、くんちができなくなるという発言もございましたけれども、過去、作業部会を通じて、5回に亘ってそうした議論がいろいろなされてきて、そして、委員の中からも了解したということに落ち着いてきたのかなという感想を持っておりますんですが。

このことにつきましては、過去5回の作業部会の中でさまざまな見地からいろいろと議論が出て、それで皆様方の一定の方向性、それから結論を得られたということで理解させていただきまして、大変皆様ご苦労さまでございました。心から感謝を申し上げます。

○会長

ほかにございますでしょうか。自由発言でございますので、ぜひ一言ご意見を。

まだこれは案でございますので、修正する箇所は修正をしながら、最終的に県知事にご報告するという形をとりたいと思います。

○委員

基本的な方向というところを拝見しますと、居住者の視点や来訪者の視点とか、新しい魅力など、いろいろなものが盛り込まれており、抜けているところはないという位、よくまとめていただいていると思います。

しかし、期待される活用方法のところを拝見しますと、何か美術館や博物館をつくるというようなトーンを、非常に強く感じます。

また、先進の例をかなり記載されていますが、その中には、常時にぎわっているかという、そうでもない施設がかなりあります。これは次のページにありますように、ソフトが大事ということを示しているのだと思います。

そういう箱物を作るというイメージが、少し強く出過ぎているのではという心配をしております。具体的な計画を作成される時に、十分検討いただくんでしょうが、この表現がひとり歩きするとちょっとどうでしょうかと、気になります。

この場所に賑わいをより生み出すような機能、そういったところをぜひ考えていただき

たいという意見です。

あと、1つ質問ですけれども、3ページの下段の方に、「例えば、これらの活用例を含めた各機能を複合的に」と書いてありますけれども、この「各機能」とはどういったことを具体的に言うておられるのか、もしどこか記載があるのでしたら教えていただきたい。

○会長

では、事務局の方から。

○加藤知事公室参事監

「各機能」と書きましたのは、例えばということで、上にあります①、②、③などの機能という趣旨でございまして、これ以外にもいろんな機能があるかと思いますが、この情報発信、創造発信拠点、学習の場、実感できる空間というような機能という意味で、この文章はできているかと思います。表現が少しわかりにくいということであれば、少しご議論いただければというふうに思います。

○委員

ここに各機能と書いてあると、上に例示してある機能に引っ張られがちになると思います。ですので、ここの表現はもう少し広い機能をイメージさせる形でお願いできればと思います。

○会長

はい、わかりました。

先ほどの①の芸術・文化のところ、少し箱物の匂いが強いというご指摘もありましたので。実はこの議論をしまして、決して箱物ではないなというんで、しかし、どうしても例を挙げなくてはいけないものですから、こういう例を挙げたんですけど。大きい箱物ではなくて小さな芝居小屋みたいなものとかですね、そういうものも想定されて意見が出てきておりました。この辺の表現もちょっと検討したいと思います。

ほかにございますでしょうか。

○委員

私も今日で3回目ですかね。提言、全体的にはこれでいいんじゃないかなと思うんですが、皆さんはどういうふうに思われたのか。

例えば、県庁舎のこれまでの約60年の歩みですね。これが何か長崎県とか、あるいは長崎市の新たな発展の阻害になっておったような書き方はいかなものかと。60年間もここにあって、それなりに戦後の復興期から今日まで、長崎県政の一つの大きな、県民の

砦としていろんな意味で大きな活動の場であったんじゃないかなと私は思うんですが、それが60年たった今は、何かここに県庁舎があることはじゃまになるというような。

例えば、(1)基本理念の2段落目に、県庁舎という行政機関の占有により「この場所の本来持つ価値や大いなる可能性が閉ざされてきた」というような取りまとめをしていいのかなというような感じがいたします。また、市川先生の意見の下から半分以下は、とにかくこの県庁舎を移転させれば周辺地域を含めて、あるいはこの場所が新たなそういうにぎわいの場所も含めてですね、そういうものになればいいのになど。ある意味では何か、「観光資源の活用の上からも甚だもったいない」と、こんなことを何か所も列記されているので、果たしてこういうのを50年先に提言書として残す時、60年間、県庁は何か新たな発展のじゃまになっておったとばいね、というふうに後輩たちが思うかなというようなことをちょっと思ったものですから、ここら辺の表現はもう少し何か変えた方がいいんじゃないかなと。

ある意味では、県庁舎を向こうの魚市跡地に移転せんばいかなんようなことにもっていくためじゃないんですけれども、そういうふうにもとれるような基本理念なり、あるいは市川先生なんかの意見に、僕はちょっとそういうふうにとったんですけど、これはちょっとおかしいんでしょうかね、と思います。

○会長

ありがとうございます。

ほかの委員の方、これについてはいかがでしょうか。

○委員

私も、全体的にはこれで非常にいいんじゃないかと思うんです。ただ、県庁移転を前提とした跡地利用の問題について、周辺の人たちが非常にいろいろ心配をしておられて、そのことが、今後、もしこれが具体化してもスムーズな計画進行が期待できるのかということが非常に心配なので。

そういった周辺の人たちの心配をしておられる最大のものは、県庁の移転まずありきということの中で、それのつじつま合わせのような形で後の問題をいろいろ考えているというような、そういう受け取り方をしておられることが、僕は大きな一つの背景、理由ではないかと思うんですが。

私は、この跡地をより発展的な長崎の利用方法ということで、それをまず第一義的に据えて、その問題と同レベルで県庁の移転という問題を審議すると、そういう提言の内容に本当はしてほしかったなと思うんですが。そうすると周辺の人たちも、より積極的な長崎の発展策の一環としてここをどうするかということの中で、皆さんも恐らく積極的な参加の中でこの問題の推進に大いに協力してくれるようなスタンスをとっていただけるんじ

やないかなと思うんですけれども、そういう点から見ると、この提言はまだ、移転ということがまずあって、それのつじつま合わせという感じがどうもしないでもないなという感じがするんですよ。

以上です。

○会長

この懇話会の目的が、移転した跡地ということで、あくまでも跡地という位置づけでスタートしたことはしたんですけどね。ということは、地元といいますか、周辺との関係、あるいはもっと言うと長崎市、長崎県という視点から、跡地をどう活用したらいいかということでスタートして検討はしたつもりだったんですけども、しかし、今のご意見もそういう形が読みとれるということであれば、もう少し検討する必要があるかなと思うんですけど、今のご意見に対して、いかがでしょうか。

○田中知事公室長

ただいまいただきました意見につきまして、設置の経過がございますので、ご説明をさせていただきます。

お手元の「長崎県県庁舎跡地活用に関する提言(案)」の51ページと55ページでございます。先に55ページの方をご覧くださいますと、これは昨年5月29日の臨時県議会で採択されました意見書でございます。

ポイントを申しますと、この県庁舎の課題を抜本的に解決するための整備が必要であって、今後さらに検討を行う必要があるということをおっしゃられます。

その中で、1番でございますが、現庁舎の耐震改修は困難であると判断し、新たな庁舎の建設が必要であると、建て替える場合の建設場所は魚市跡地とすると、こういうことでございます。

2番のところ、着工については、さらに基本構想の内容を審議して判断する必要があると、こういうことがあったわけでございまして、建て替えは必要であって、その場合は魚市跡地ということが意見書として採択されたわけでございます。

この意見書の採択に当たって、この特別委員会の委員長報告でも、跡地についての活用も併せて検討するようという宿題をいただきましたので、51ページにあります「長崎県県庁舎跡地活用懇話会設置要綱」の中で、一番最初の設置の目的でございますが、県庁舎が移転した場合の県庁舎の跡地活用について、さまざまなご意見をいただきたいということで設置をさせていただいたわけでございます。

目的はそういうことでございまして、移転の問題とは切り離しをしていただいて、移転した場合の跡地の活用ということでお諮りをしたという経過でございます。経過をご報告させていただきました。

○会長

ありがとうございます。今、経過といいますか、この会を知事から委託された最初の趣旨という形になるかと思えます。

○委員

所用のため途中で退席しますので、続いての発言で申しわけありませんが、今、別の委員も言われましたけど、私ども、移転するとした場合に跡地に何をつくったら良いかということについていろいろ討議して来たわけで、その提案書の中に「県庁が今までこの場所にあったのが、可能性を閉ざしておかしい」というような過去のことを書かれる必要がことさらあるのかなというのが卒直な感想でございます。

この委員会は、移転するとした時に何をつくるかについて皆さんで検討したのであって、移転の是非・善悪について討議する会ではないと私は認識していますし、そういう議論はなかったと記憶しています。そのあたりの表現が、少し強く出過ぎているのではないかというのが印象です。

○会長

まさに趣旨は、今言われたとおりでございます。あくまでもこの跡地の活用といいますか、これについてということで論議をいただいております。

○委員

あまりこだわりはせんのですが、やっぱり何か、基本理念にしても、基本的な方向にしても、確かに県庁舎を向こうに整備をするということが議決されて、その場合にここの跡地はどうするかということから始まったというのは、8月の懇話会で私も承知しているんですけど、基本理念にそれを入れるかどうかは別にしまして、初めのところでもいいと思うんですけど、現庁舎が60年前にここにできて、あるいはその前に海軍伝習所とか何とか戦前はあったとか、そういう話もあるんですけども、現に昭和28年にできた、そしてこの庁舎を機軸にして、ここの近くに商店街も、それからいろんなほかの行政機関も集まるという、そういう行政機関の集積ですか、それも江戸町のこの地を中心にしてきたんでしょうから、やっぱりこれまでは。

耐震構造上もできないということは私も認めて、10年先ぐらいにはつくってもいいかなとは思いますが、それまでのこの長崎の発展の時から中心だった。そしてその後、戦後も昭和28年から県行政、そしてまた近くには市の行政の中心がある。そして、いろんな中央官庁の出先、あるいは裁判所を含めてあると。そういうところは、この県庁舎を中心に、この60年間きちんと役割を果たしてきたんだということは、一つ始めにで

も何でもいいですけど書いた上で、そして、この提言のポイントに、これまで県庁舎が60年間ここを占有しておいたものだから、この場所の本来持つ価値や大いなる可能性が閉ざされてきたんだという全面否定的なそういうことは私は失礼じゃないかなと思うんですけれども。

そこら辺、この基本理念の中に入れるのは、委員もおっしゃったように、ちょっと私もどうかなと。これを外して、「はじめに」か何かの中で、そういういろんな60年間の役割があったんだと。

本当は耐震構造さえ問題なければ、あと15年ぐらいでだめだと、耐震改修をしたにしても15年ぐらいでまたやり直さないといかんということですけど、これがあと50年も幾らもいいということであれば、これが阻害要因になっておったから魚市跡地がよいという結論は、私は何も出てこぬだろうと思うんですね。

ですから、いずれにしても、新しい県庁舎は県議会でも、私がおった時にもそういうことが大体、魚市がよかろうということでもう整備も済んだから、今さら向こうには行かれないと、行かない方がいいというふうなことは、もう委員の一人としても言うつもりはございませんけど、今までの県庁舎の果たしてきた役割とか、周りの商店街も含めたいろんな地域のとのかわりとか、そういうことは私は一定評価をした上で、そして、新たな問題として耐震の問題、あるいはその他いろいろあったから向こうにつくるんだというふうに私は認識をしたいなど。何か、将来の長崎県、長崎市の諸々の発展の阻害要因に現在の県庁舎がなるんだというように私は解釈をしたものだから、そこら辺はちょっとやり過ぎじゃないかということ、くどいようですけども、申し上げます。

○会長

ありがとうございます。

跡地の評価のところでこういうご意見が一つ出てきたということでございますが、確かに一つの歴史的事実といいますかね、プロセスの一つだと思うので、いかがでしょうか。この考え方は、跡地の価値がいかに重要かということ強調するためにこういう表現になってしまった嫌いもあろうかと思えます。

そこで、会長としては、初めのところで一つそういうのを付け加えて、県庁舎も経過の中の一区分だという、そういう表現をちょっと入れるという形にしてですね。提言の方も少し、一定の役割を果たしてはいるというような表現もちょっと、その辺を少し変えて修正をしたいなというふうに会長としては思っていますけれども、委員の皆さん方、いかがでしょうか、そういう方向としては。

よろしゅうございますか。――阻害とか、そういう表現ですと、やっぱりそういうふうにとられる、理解される方もいらっしゃるということであれば、それはこの会の趣旨ではありませんので、少し修正をさせてもらって、プロセスの一つという形ですね、そういう

ふうにさせてもらいたい。

○委員

会長に一任します。

○会長

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

先ほどご意見が出ました、3ページの下の、各機能を複合的に取り入れるというあたりですね。この辺について、もし何かご意見がもう少しあれば。

○委員

私も最初に見た時からすごく気になっていたんですけど、「(3)期待される活用方法」の3ページの真ん中部分ですね、それと4ページの一番下の部分で①、②、③と書いていますが、こっちの①、②、③を見れば「ああ、なるほどな」と思うんですけど、3ページの①、②、③を見れば、同じことを書いているんじゃないかなというような感覚なんです。

例えば、歴史・文化を発信する新たな拠点と、歴史・文化を体験できる拠点と、歴史・文化を実感できる空間と、その部分が、4ページの「期待される活用方法」の①、②、③になっているんですけど、こういうふうにも細かに活用方法を具体的に書くよりも、もっとファジーに書いた方が、あとがやりやすいんじゃないかなという気がしますけど、いかがでしょうか。

○会長

これについては、一応文章で書いてありますので、最後に一覧で見れるようにまとめたという形になっているんですけどもね、整理してですね。

○委員

何か、最初に読んだ時にそういう感じがしたものですから。

○会長

それで結構だと思うんです。文章の全体構成を少しイメージで、一覧でつかむためにこういうふうにしたということ。もしこれが要らないというのであれば、これを省くという方法もありますけれども。

○委員

あくまでも例ですから、いいんですけどね。

○会長

具体性については、なるべく。あまり具体的にしますと、こうなるんだというふうイメージをとられますので、今言われましたようにですね。

○委員

なるべく具体的にならない方がいいかなという気がします。

○会長

一つの例として、という意味合いがあったんですけど。

ほかに何か気になるところはございますでしょうか。

それでは、懇話会としては今日が最終でございますので、今日、ご意見をいただいた修正する箇所も、もう会を開くわけにいきませんので、大変申しわけないんですけども、会長一任という形で修正をさせていただいて、お願いをしたいと思います。

できましたら、この提言も諸般の事情もありまして知事に報告を、できましたら今月中にしたいという希望もあります。そして、できれば次の知事にもきちっと伝えていただかなきゃいけないということもありますので、そういうスケジュールもございますので、一任をさせていただくということよろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

その後、もし何かありましたら、また事務局の方に申し出をいただくということで。

今までのご意見の中で、事務局の方として何か、逆にまとめ方のところで聞いておきたいところがありましたら。特に、よろしゅうございますか。

4時45分までもう少し時間があるんですけど、先に最終的な締めだけをやらせてもらったような感じになりましたけれども、これからのスケジュールがありましたものから。

○委員

その他でいいですか。

「期待される活用方法」で見ると、先ほどどなたかもおっしゃいましたように、何か芸術・文化、あるいは交流の拠点施設をつくって、そしてさらに公園の機能、歴史的公園を持たせたような場所にすべきだというふう読みとれるんですがね。

県庁舎の場合は三百何十億円か積立金があるんですよ。ところが、こういうものをつく

る場合には、これは大分先の話で新しい知事の仕事でしょうけれども、何かそういう、これに関するような基金というのか何というのか、文化振興基金なのか、芸術振興基金なのか知らないけど、そんなのがあるんですか。

○田中知事公室長

この跡地の活用の特化をした基金というのは、つくっておりません。芸術文化振興基金というのはございます。いろいろな目的に使えると思いますが。

いずれにしろ、ここに書いておりますのは、5ページ以降に、委員さんからたくさんのご意見をいただきまして、お話がありましたように、どんなふうに総括してお示しすればいいのかなということを作業部会で随分ご議論いただきまして、例として大きくくりでお示しするというので、これも作業部会の中でこういうふうなまとめ方をさせていただいたところでございます。

いずれにしろ、今回はこういった機能を、施設というより機能をこういうふうなものをお示ししておられるということでございますので、今後はまた県議会とも、次の段階に進むに当たって、いろんなご議論をいただきながら検討してまいりたいと思っております。

○会長

よろしゅうございますか。

その他のところでも、資料とかその他、何かご質問等がございましたら。

○委員

跡地の利用について、跡地についての検討ですが、蛇足になりますけれども、くれぐれも前車の轍といいますか、そういう形のを踏まないようにという意味で。

出島ワープですか、あそこができました時に、ちょっと拙速過ぎてスタートしたために、今は見る影もないような形でどうしようもないようなことになっておりますが、ああいうことにならないように検討に十分な時間と労力を割いて、十分な検討の上でスタートしてほしいということを強くお願いをしておきたいと思っております。

○会長

拠点というのは、必ずしもハードだけじゃなくて、ソフトの拠点といいますかね、イメージの拠点もあるしですね。今、話がありましたように、非常にこの表現は難しい。芸術・文化で何か一つ例としてと言われると、こういう形になるものですから、ここでは例えばミュージカルとかコンサートとか、大きいミュージカルとかコンサートではなくて小さなものとかですね。

それと、ここ自体に建物を建てなくても、周辺に建てながら、浜の町とのつながりとか

ですね。やっぱり集客とか町のにぎわいを意識して皆さんのご意見が出ているということでございます。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、今日はちょっと時間が早く終わりそうですけれども、また気づいた点がありましたら事務局の方にでもご意見をいただいて、修正する箇所は修正するという形にしたいと思います。今日は一々読むわけにいかなかったと思いますので、表現とか字句の訂正とか、もしあればということでございます。

本日は、最終という形で、概ねこの提言は、一部修正はございましたけれども、提言という形で取りまとめさせてもらいたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会長

ありがとうございます。

それでは、一応、最終的には修正したものがまた出てくるかと思っておりますけれども、とりあえず今日は第3回の懇話会、最終の懇話会ということで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。

当懇話会につきましては、終始熱心にご検討いただきまして、まことにありがとうございました。本日が最後の懇話会になろうかと思っておりますので、最後に片岡会長から一言ごあいさつをお願い申し上げたいと思います。

○会長

では、最後ですのであいさつをさせていただきます。

本懇話会は、先ほども話がありましたように、知事からの要請を受けまして、県庁舎、あるいは警察本部庁舎の移転をした場合の跡地活用についての基本的な事項をご議論いただくということで、昨年8月10日にスタートさせていただきました。

懇話会の下に作業部会を設けまして、作業部会を含めまして6回ほど論議いたしました。その中で幾つか必要な資料とか、あるいは事例とか、つぶさに検討しまして、委員の皆さん方の意見をいろいろ集約して、ここまでまとめさせていただいたわけでございます。

その間、具体的に跡地の土地の条件とか、あるいは地区との関係とか、位置づけとか、あるいは歴史的な背景とか、今日的に抱えている課題とか、それからいろんなまちづくりの基本計画等の中の位置づけとか、あるいはもっと言うと将来の長崎をどうするかという

いろんな視点から、それぞれのお立場、専門的な分野の方からご意見をいただいて、先ほ委員から言われましたように、大変なご意見だったんですが、これをまとめるのは大変だなということで、私も大変なことを引き受けてしまったなと思ったんですけども、しかし、皆さんの熱心なご意見、前向きなご意見をいただいて、非常に思いのある場所でしたので、何とかここまで提言という形で取りまとめをさせていただきました。

今後は、これは宿題になるかと思いますが、県及び長崎市が、この跡地活用ということになった場合においては、ぜひこの提言を参考にさせていただいて実現に向けて具体的な方向でお願いしたいということでございます。

また、この会に当たっては、県・市の副知事を初め、関係者の皆さん、あるいは事務局も大変ご苦勞をいただいてサポートをしていただいて本当にありがとうございました。

それから、委員の皆様もお忙しい中をいろんな面を積極的にご意見をいただいて、やっどこまでできました。

つたない会長ではございましたけど、フォローもいただいて、何とか取りまとめという、無事終了いたしました。改めてお礼を申し上げたいと思います。これであいさつといたします。どうもありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。

それでは、続きまして、藤井副知事の方からごあいさつを申し上げたいと思います。

○藤井副知事

皆様方におかれましては、昨年の8月から、6回というお話でございましたが、実は第2回の懇話会は3回に分けてやりましたので、それも入れますと延べで8回ということになります。その間、土日も含めましてご参加をいただきました。

そういう短い間に多数時間を割いていただいたというだけではなくて、今回の提言には各委員の皆様方、それから委員の皆様方だけではなくて県民、市民の方が積極的な、主体的な提言もいただいております。

この資料の最後の方のページにございますが、最初に「長か岬」のレポートをいただきまして、それから県民の方に対するアイデア募集をさせていただきまして、96件のアイデアもいただきました。そして、最終的な提言の5ページからありますような具体的な、それぞれレポートまで提出をいただきまして提言をいただいたというふうなことでございます。

そういう中で、最終的に今日、若干ご議論があったわけでありまして、基本的な方向、基本理念というものがまとめられたわけでありまして。この基本理念、ちょっと

修正すべきところも出てきたという形で、会長預かりという部分はありますけれども、例えば、この場所を最後で最大の資源として活用しなければ、長崎の将来は展望できないと、決して先送りは許されないというふうな厳しい、非常にある部分、強い思いのこもった提言でございます。これは、ここの場所に対する県民の皆様方の、あるいは委員の皆様方の大きな期待のあらわれの裏返しとして、こういう強いご提言をいただいたというふうに私どもは受け止めております。

今後、会長さんの方でまた修正をさせていただいた中で、最終的には近くに知事と市長に、このご提言をお渡しいただくというふうなことになるわけでございます。

私どもとしては、その内容を十分尊重させていただいて、県議会ともまた、市議会もでございます、十分ご相談をして、長崎市と一丸となって、この活用が長崎市だけではなくて県全体、さらには長崎県の将来に亘って本当に意味のあるものとなりますよう、私どもこれから努力してまいる所存でございます。

委員の皆様方におかれましては、引き続き、私どものこの跡地の活用について、ご指導、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。

あわせて、これからまだ寒い季節でございますので、くれぐれもそれぞれの分野でご活躍をされますことを祈念いたしまして、御礼のごあいさついたします。本当にありがとうございました。

○司会

それでは、続きまして椎木副市長から、ごあいさつをお願いします。

○椎木副市長

長崎市の椎木でございます。地元長崎市から事務局の中に参画をさせていただきました。そういう立場から皆様方に一言お礼を申し上げたいというふうに思います。

昨年の8月から、作業部会まで含めまして6回の会合、大変熱心なご議論をいただきまして本当にありがとうございました。

ご議論をいただく中で私どもが強く感じましたのは、出島とのかかわりということでございます。出島の復元については、長崎市が主体的に取り組んでおります。そういう中で、まさにこの出島復元の意義、あるいはその重要性、そういったものを今回の議論の中で再認識をさせられたというふうに私ども考えております。そういう意味でも、出島の復元につきまして、長崎市としても今後なお一層努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

現在の県庁舎のこの場所につきましては、いろんな形でご議論いただいて、意見をいただく中で、その歴史的な重要性については認識が非常に深まったのではないかなというふうに感じております。そういった重要性というのを、私どもも私ども自身の問題としてと

らえまして、県と長崎市が一体となりまして、この県庁舎の敷地、今後どういった活用が望ましいのか、提言を踏まえまして、またこれから努力を、いろんな形で検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

今後とも、長崎市のまちづくりのために、皆様方にはさまざまな形でお力添えをいただきますようお願いを申し上げまして、お礼にかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして長崎県県庁舎跡地活用懇話会を終了させていただきたいと思えます。

長い間、どうもお疲れさまでございました。

〔終 了〕